

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収の取扱いについて				
税 目	所得税				
要 望 の 内 容	<p>生命保険契約等に基づき年金を支払う保険会社等の源泉徴収の取扱いを、簡素なものとする。</p> <table border="1" data-bbox="874 875 1489 969"> <tr> <td data-bbox="874 875 1219 969">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 875 1489 969">                 一百万円 （ 一百万円）             </td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	一百万円 （ 一百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	一百万円 （ 一百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 源泉徴収の取扱いを簡素なものとするにより、生命保険契約等の契約者等（年金受取人）の保護を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の所得税の取扱いについては、平成 22 年 10 月 1 日、財務省及び国税庁より、これまでの所得税の取扱いを変更するとの方針が公表された。このため、変更後の所得税の取扱いにおいても、契約者等（年金受取人）の保護を図るため源泉徴収の取扱いを簡素なものとする必要がある。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護
		政策の達成目標	保険会社等が源泉徴収を行っている生命保険契約等の契約者等（年金受取人）の保護を図ること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする
		同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同じ）
	政策目標の達成状況	措置されていないため、該当せず	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	保険会社等が源泉徴収を行っている生命保険契約等の年金の契約件数：約 58 万件／年（うち、相続又は贈与等があったと想定されるもの：約 2.5 万件／年） ※ 生損保協会アンケート調査等に基づき推計。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	源泉徴収の取扱いを簡素なものとすることにより、保険会社等が源泉徴収を行っている生命保険契約等の契約者等（年金受取人）の保護が図られる見込み。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		本要望により、保険会社等が源泉徴収を行っている生命保険契約等の契約者等（年金受取人）の保護が図られることとなるため妥当である。	

<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>措置されていないため該当せず</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>措置されていないため該当せず</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>措置されていないため該当せず</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>措置されていないため該当せず</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>新規要望</p>	